

社会资本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第31回都市計画基本問題小委員会

令和7年1月19日

【丹下企画専門官】 大変長らくお待たせをいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、第31回都市計画基本問題小委員会を開催させていただきます。

私は本日、事務局を務めさせていただきます都市局都市計画課の丹下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、〇〇臨時委員を除きます13名中12名の委員の方々に御出席をいただいてございます。うち、〇〇委員1名におかれましては、ウェブにての御出席ということでございます。出席の委員の皆様方におかれましては、座席表をもって御紹介に代えさせていただきます。

資料につきましては、委員の皆様にはタブレットを御用意させていただいております。

本日はウェブ併用の会議開催となりますので、ウェブ参加の皆様におかれましては、事前に送付させていただいた注意事項について御確認いただければ幸いでございます。また、会場におられます委員の皆様におかれましては、御発言される場合には挙手を、オンラインで御参加いただいている委員におかれましては、Teamsで手を挙げるボタンをクリックいただきますようお願いいたします。司会者、進行者より順次指名させていただきます。

最後になりますが、本日は速記業者による記録とTeams上の録画記録機能を使用いたしますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、会議に先立ちまして、冒頭、国土交通省都市局長の中田より御挨拶申し上げます。

【中田都市局長】 皆様、おはようございます。本来であれば最終の締めるときに御挨拶させていただきたいんですけども、この後、大臣のところへ行つていろいろ説明等をしないといけないので、戻る時間が分からないので、冒頭御挨拶申し上げたいと存じます。

本当に委員の皆様方におかれましては、年末の御多用のときにもかかわりませんで、お集まりをこうして賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今般の都市計画基本問題小委員会でございますけれども、本年の2月からおよそ1年弱にわたりまして、都市をめぐります諸問題について幅広いテーマの御議論を賜つてまいりました。これまでの精力的な御議論に感謝を申し上げたいと存じます。

令和の時代に入りまして、地方部を中心に人口減少がさらに進んでいる状態があります。若者の方の地方離れが深刻な社会課題ともなっています。今後もこうした厳しい状況は続くということも予想されますけれども、このまちに生まれてよかったですなど住民の皆さんに思つていただけるような都市づくり、まちづくりということをしていかないと、私ども国土交通省としての責務をきっちり果たしていないことになるんじゃないかと、強い危機感を持って臨ませていただいておりました。先生方の御指導、御指摘の中で、こうしてとりまとめを行つていただく段階に至つておりますことを本当に感謝申し上げます。

私自身、都市局の文字どおり先頭に立ちまして、地域への民間投資の呼び込み、個性ある都市空間をつくる、最近私はよく言っているんですけども、令和のまちリノベ、令和の都市のリノベーション、これまでの単なるリフォームを超えた形で、新しい付加価値、都市機能を加える形で、令和の時代のまちづくりが必要じゃないかということで捉えてございます。

ちょうど35年前に当時の建設省に入省しまして、都市計画課に配属されて、そのときは、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、今の用途地域の元になるような改正に携わつてございました。あのときはバブルの流れの中で、どういうまちづくりを考えていくべきかと。カラオケボックスがどんどん広がっていたというようなところの背景がありますけれども、今はそういう時代と違うということで、もう2025年、21世紀は四半世紀たちますので、令和の時代にふさわしいまちづくりをということで、先生方にとりまとめをお願いしてきたところでございます。

委員の皆様方からは、本委員会を通じまして、令和の時代の都市政策の在り方全般について様々な御議論をいただいてまいりました。私自身、ずっと出られなくて申し訳なかつたんですけども、会議の後、担当の職員から、どういうことだったという話を逐一伺いながら、先生方の御指摘を踏まえ、できるだけそれを盛り込んで、中間のとりまとめということでつくらせていただいております。本日も様々な御意見を賜ると思いますけれども、それらは全部、私どもは貴重な御指摘だと受け止めて、今後の都市政策に生かしていくたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、本日も自由闊達な御議論をお願い申し上げまして、御挨拶と

させていただきます。何とぞどうぞよろしくお願ひいたします。

【丹下企画専門官】 それでは、これより議事に入ります。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

以降の議事進行におきましては、〇〇委員長にお願いできればと存じます。

〇〇委員長、よろしくお願ひいたします。

【〇〇委員長】 皆さん、どうもおはようございます。中田局長さんにおかれましては、御挨拶をどうもありがとうございます。

今日の議事は1件だけございます。「中間とりまとめ案について」ということでござりますので、事務局より御報告いただいた後に、質疑に移るということといたします。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

【丹下企画専門官】 ありがとうございます。引き続き、丹下から御説明をさせていただきます。

今般、様々、委員御指摘からいただきました中間とりまとめの案という形でお持ちさせていただいております。前回、骨子という形でパワーポイントの資料を出させていただきましたけれども、これをワードの形に基本的に落とさせていただいたということで、御理解をいただければと思います。骨子の段階から追加になっているところ、修正になっているところがございますので、簡単にそういったところを中心に御説明をさせていただければと思います。

資料1、中間とりまとめの案を御覧いただければと思います。おめくりいただきて3枚目、「はじめに」というところでございます。今般の「令和の都市（まち）リノベーション」推進に向けた私どもの問題意識について記載をさせていただいております。

10行目以降でございますけれども、都市再生特別措置法の制定から四半世紀経過いたしまして、社会構造の変容というところが見られると考えてございます。今回、前々回でもお示しさせていただきましたけれども、人口減少への突入、若者の地方離れ、買物弱者等、こういったところの変化というところもございますし、価値観の多様化、ライフスタイルの多様化というところもございます。こういったところをうまく包摂しながら、都市は対応していくということが求められると考えてございます。

とりわけ、令和の問題意識といたしましては、地方部を中心に人口減少が進みまして、仕事やまちなかの魅力の不足によって若者の地方離れが深刻化しているというところが、まさに今の令和の課題であると認識をしております。こうした中で、地方都市の生活サー

ビスの維持が一層困難になってきてしまっていると。こうしたものを開いていくために、地域の稼ぐ力を創出しつつ、様々な主体とともに連携しながら、都市の魅力を見いだして、磨き上げ、維持・向上させていくということが、今後の方向性として不可欠であると考えているところでございます。

具体的な方策ということで、24行目以降、記載させていただいているけれども、これまで御議論いただきました5つの項目について記載をさせていただいている。民間投資の呼び込みにもつながる都市機能の「集積」、それから、地域固有の魅力による「個性」の活用といったところにより都市の魅力を高めていく。そして、竣工されたところをピークアウトとするのではなく、都市の適切な「マネジメント」により、まちの価値の維持・向上を持続的に図っていくということ。それから、都市の安全に欠かせない災害への「安全性・防災力」の強化を図る。さらには、こういった取組のより効果を上げていくために、地域間・政策間の「連携」を進めていく。この5つについて、具体的に中間とりまとめで記載をさせていただいている。

以降につきましては、この5項目につきまして、背景・現状、それから今後の対応の方向性という2つのパラグラフに分けて記載をさせていただいている。この構成につきましても、骨子の部分から変更がないところでございます。

幾つか追加になっているところがございまして、御説明をさせていただきます。6ページでございます。広域な都市圏での立地の適正化、あるいは土地利用の在り方の見直しの促進というところでございます。都道府県の調整権限を明確化させていただくということを記載させておりましたけれども、私どもとしても、こうした取組を推進していくために、国支援メニューにおける優遇措置の創設というところを6ページに記載させていただいている。ただ、○○委員からも御指摘いただきましたけれども、しっかりと質の高いものを優遇していくというところが重要だと考えておりますので、連携したコンパクト・プラス・ネットワークの取組の実効性を高めるため、こういったところの優遇措置をやっていくというところを改めて明示させていただいたというところでございます。

その少し下、30行目でございますけれども、「都市計画手法の積極的な活用・工夫による土地利用のあり方の見直しを促進」と記載をさせていただいている。前回の資料で「柔軟な」と書かせてもらいましたけれども、私どもとしては、今ある都市計画手法でも十分に対応可能だとは考えておりますが、まだまだその活用の仕方がうまくできていないところが多いんじゃないのかなと思っておりまして、こういった活用の仕方がで

きるというところも含めて、手引の中でお示しをしてまいりたいと思っております。こうしたことも踏まえまして、積極的な活用・工夫という文言に改めをさせていただいたということでございます。

ページをおめくりいただきまして、9ページでございます。既存建造物群の連鎖的再生による良好な景観の創出の促進ということで、景観リノベーションに関する記載をさせていただいております。前回の〇〇委員からの御指摘におきまして、こういった景観形成の取組というものが、単純に景観形成だけではなくて、都市機能の更新にもつながっているということをしっかりと明示すべきではないかということを御指摘いただいたところでございます。こうしたところにつきまして、26行目、「また、このようなエリアリノベーションは、良好な景観形成に資するのみならず、地域に必要な都市機能の更新・充実化にも資すると考えられる」ということを明示させていただいたところでございます。

それから、その少し前のところでございますけれども、一体的なエリアリノベーションということで記載をさせていただきました。〇〇委員からも事前の説明のときに御指摘いただきましたけれども、なかなかワンストップで、全て同じタイミングでやっていくというところが、キャッシュフローの関係で難しいという場合もあるうかと思いますので、こういったものを連鎖的に一つずつやっていくというところもフォーカスしていきたいということで、連鎖的に進むことによるエリアリノベーションという形に表現を改めさせていただいたというところでございます。

次、おめくりいただきまして、10ページでございます。21行目でございますけれども、「また」というパラグラフを追加させていただいております。前回、〇〇委員から御指摘いただきまして、歴史まちづくり計画の裾野の拡大というところでございます。歴まち計画が増えていくということを記載させていただいておりますけれども、単純に量が増えるだけではなくて、そうした裾野を拡大することで歴まち計画自身の質が上がっていくというところが重要ではないかという御指摘をいただきましたので、まさにそういった点に関して追加をさせていただいたというところでございます。

次、11ページ1行目でございます。これは〇〇委員から御指摘いただいたところでございますけれども、広域景観の形成に関しまして、都道府県の調整権限を明確化させていただいたというパラグラフでございます。ここに関しまして、今まさに市町村単位で進んでいるところのバックギアにならないようにしていただきたいという御指摘を頂戴いたしました。まさにそのとおりだと思っておりますので、現在進んでいる景観行政に関する取

組でございますとか、今後の取組意向は引き続き尊重する。その上で、景観行政に関する取組が滞っている地域に関しては、都道府県の役割が重要であるという旨を記載させていただいたというところでございます。

13ページ目でございます。民間事業者によるソフトの取組を含む公共貢献のところとということで記載をさせていただいております。12行目のところでございますけれども、これまで隔地貢献でございますが、域外の貢献についてあまり明示的に記載をさせていただいていなかったところでございますけれども、今般のとりまとめの中で、まさに今、都市再生特別地区で認めております域外貢献、こういったところを都市再生特別地区以外でも積極的に認めていきたいと思っておりますので、そうしたところを明示させていただくために、域外での貢献も含めてということを明示させていただいたというところでございます。

続きまして、17ページ目でございます。25行目、政策間連携のところで前回、○○委員より御指摘をいただいたところでございます。霞が関だけでの連携ではなくて、地域の自治体間での連携もしっかりと図っていくべき、そういった体制にも留意すべきであるということを御指摘いただいたところでございます。まさにそのとおりでございますので、25行目のところに、地方公共団体における現場レベルでの連携の方策にも留意すべきであるということで、霞が関だけではなくて、現場にもしっかりと目を配りながら、そういう連携を図っていくようなところを我々としても推進してまいりたいと考えてございます。

18ページ目でございます。都道府県の地域間連携の促進の部分ということで、立地適正化計画、それから景観法の制度におきまして、都道府県の権限を明確化させていただいて、調整をしっかりと図っていただくというところでございます。こうしたところに関しまして、○○委員より、都道府県がリーダーシップをしっかりと図っていくべきということを明示すべきという御指摘を頂戴いたしました。まさに私どもとしても、都道府県がリーダーシップを図って、その上で課題認識を共有していただき、ファシリテートしていただく。そういう中で、どういう役割が求められるのかというところも今後明示してまいりたいと思っておりますので、「都道府県によるリーダーシップの下、課題認識を共有し」というワードを追記させていただいたというところでございます。

最後、19ページ目、今後さらなる検討が必要な事項ということで、今般この小委員会の中で御指摘いただきましたけれども、なかなか方向性を示すまでに至らなかつた今後の課題というところを、幾つか整理させていただいております。

その中の2つ目のポツ、コンパクト・プラス・ネットワークにおける議論を充実化させるためというところでございますけれども、前回、〇〇委員長からも、自動車を含めたネットワークについてしっかり議論を進めるべきではないかというところ、御指摘を頂戴いたしました。また、〇〇委員からも、コンパクト・プラス・ネットワークのネットワークの部分が弱いのではないかという御指摘も頂戴したところでございますので、まさに公共交通の維持をコンパクト・プラス・ネットワークで図っていくというのはもちろんござりますけれども、その中では自動車の在り方、自家用車の在り方ということもしっかり踏まえながら議論を進めてまいりたいと思っておりますので、自家用車の利用の在り方や公共交通事業者との連携の強化も含めた上で、ネットワークに加え、交通結節点や拠点整備にも留意しながら議論を深化させることという文言を追記させていただいたところでございます。

今般、今後の論点になっているところに關しましては、我々の中でも引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。今ほど申し上げた部分につきまして、今回の中間とりまとめの案の中に、委員の御指摘を踏まえまして追記をさせていただいたというところでございます。

資料2につきましては、その概要をまとめさせていただいたものでございます。1枚目の部分で、問題意識、「はじめに」のところで記載をさせていただいておりますところについて、バックデータ等もお示ししながら記載をさせていただいております。

2ページ目のところで、今ほど申し上げた5つの項目について、基本的な方向性に関してポイントをまとめさせていただいたという資料でございます。今般、中間とりまとめが取りまとまりました際には、この中間とりまとめの本文と、今御覧になつていただいております概要、この2点を公表させていただければと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【〇〇委員長】 御説明どうもありがとうございました。

そうしたら、残りの時間がたっぷりあり過ぎるぐらいなんですが、御意見、御質問等いただければありがたいと思います。今日が一応、最終回ということでございますので、お気づきのことがあれば、今日のうちに御指摘いただけするとありがたいということですね。いかがしましょうか。どなたからでも結構ですが。

今日は発言なしというのもあるかも分からないですけれども、毎回順番になつてるので、順番でよろしいですか。逆順とかでいたら怒られますか。どうしましょう。

じゃ、〇〇先生が声を出していただいたので、〇〇先生から学識順でいきたいと思います。ありがとうございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

まず、資料2の2ページ目に全体像がとりまとめられていると思うんですけども、これの1の働く場所のところの2ポツ目、所有者不明土地対策を含めた事業の円滑化等を推進というところは、ここに位置づけられたのはすごくいいなと思っております。

総務省の中心市街地活性化の取組の議論でも、まちなか、中心市街地の所有者不明土地・建物が全くデッドストック化して、自治体もなかなか手を出しにくい中で、最近法律が変わり、所有者不明土地・建物管理制度ができて、例えば神戸市さんはこれをかなり積極的に使われているんですけども、予納金負担の問題であったりとか、なかなかやりたくてもやれない自治体がすごく増えています。こういったデッドストック化しているまちなかの所有者不明土地・建物、置いておいてもずっと所有者不明な土地・建物のままなので、早めに解決するには、早めにやったほうが時間も手間もコストもかからないので、そういったものもこの都市局の今回のとりまとめの中に入っているというのは、すごくいいことですし、それを推進するための支援制度も併せて、一緒にやっていくといいのではないかと思いました。

あと、もう一つなんですけれども、EBPMの話もいろいろ出てきているかと思うんですが、まちづくりの健康診断として、国がデータ整備をして各市町村さんに使っていただくという話になっていると思うんですけども、この中で、各市町村の職員の方もそのデータをきちんとといじれるようにするスキルアップも非常に大事と思っております。最近国交省さんがMCPへの取組を推進されていて、私のゼミでも国交省、すごいみたいな話になっているんですけども、技術系の職員じゃなくても、事務系の職員の方でも、最近AIがかなり発達てきて、このMCPというのがあることによって、普通にいろいろなデータ整備や分析をしたり、アウトプットを出すということができるようにになってきているので、例えば、MCPを使ってこういうこともできますよということを、自治体の職員に使ってもらえるような、そういう機会も国交省さんが用意して、自治体職員の側も、技術系職員やコンサルに投げて多額のお金を払わなくてもできるような形にどんどん持つていかないといけないのではないかと思いました。

あと、本文のとりまとめのほうの6ページ目なんですけれども、そこの都道府県の広域的な調整能力のところです。その24行目ですね。都道府県の広域的な調整能力を發揮

するため、立地適正化計画に係る都道府県の役割・権限の明確化とあるんですけれども、これは計画策定という意味合いなのか、それとも、その中には立適をつくって、その実効性向上に向けた取組を含めた都道府県の役割・権限の明確化なのかというところを知りたいです。計画をつくるところだけじゃなくて、実効性向上に向けた取組に関しても、都道府県がある程度関与して支援していくみたいな話も、もう少し盛り込んだほうがいいのではないかと思いました。

さらに、28行目以降も、国と自治体のいろいろなやり取りの話が書いてあるんですけども、この自治体の中には市区町村だけではなくて、都道府県も多分入っているイメージで自治体と書いてあるのかと思うんですが、その辺りも、都道府県の役割というのをきちんと、かなり市町村の実効性を上げるために積極的に関与するというところを入れていただくほうがいいかなと思いました。でも、この文章の中にそういうニュアンスも入っているというのであれば、特に問題はないかなと思いました。

最後に、19ページ目の11行目です。先ほど今後の課題のところでの私の発言で、ネットワークが弱くなっているんじゃないかという話の中で、ここに、ネットワークに加え、交通結節点や拠点整備にも留意しながら議論を深化させることあるんですけども、これは質問なんですが、交通結節点や拠点整備にも留意しながらというのはどういう意味なのでしょうか。私が言いたかったのは、交通結節点や拠点整備は、交付金などを使っていっぱいやっているんですけども、ウォーカブルだとか何とか、東西連絡通路とか、そういう整備はしているんですが、結局それが本当の意味でネットワークにつながらない。

例えば、鉄道周辺の広場がきれいになったからといって、鉄道の乗降客数がすごく増えるわけでもなく、バス停がきれいになったからといって、バスの乗降客数が増えるわけではないので、ネットワークの、もう少し交通事業者さんとの連携の強化みたいなところに留意しながら交通結節点や拠点整備もしていくというか、むしろハード整備よりも、人が動けるようにしていくというほうが大事じゃないか。人が鉄道を利用したり、バスに乗ったりというところの増えるような施策でのコンパクト・プラス・ネットワークとしたほうがいいんじゃないかと思っています。

具体的には、例えばパークアンドライドであったり、あとデマンド交通というのも、射水市は市域全域でデマンドを入れて、それでデマンドがあることによって、駅に全部アクセスできるようになったので、デマンドで駅まで行って、駅からいろいろなところに動くというふうにすると、自動車で目的地まで直接行かなくても鉄道を使ってもらえる機会が

増えるんじゃないとか、そのようなものと一緒にになった形での拠点整備は必要かなとは思うんですが、ニュアンスがよく分からなかつたので、これは質問でございます。

以上です。

【〇〇委員長】 ありがとうございます。

順番で〇〇先生、よろしいですか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。まず、事前の御説明に際して、域外貢献に是非言及いただければと申しましたが、それを含めていただき、誠にありがとうございます。

全体をもう一度俯瞰したときに考えたこととして、各主題のもとに記された各種施策の組合せや相互関係については、読者に任せ、それぞれ御判断くださいということなのか、あるいは一步踏み込んで、例えばこういう組合せの例があるといったことを補足的にでも言及するのか。どこまで踏み込むのが適切なのだろうかと思いながら、資料全体を拝見していました。

例えば域外貢献ですが、歴史・景観まちづくりを進める自治体、特に地方の自治体が、自らの予算だけでは施策を進めることができ難くなっている中、大都市からの還流という考え方のもと、飛ばしの域外貢献と歴史・景観まちづくりを組み合わせることによって、大都市の資本が地方都市に流れる、といった道筋をつくることが考えられるのではないかと思います。もちろん、域外貢献は一筋縄ではいかない、特に自治体をまたぐと非常に難しい面があることは承知しています。しかし、そうした難しさを克服し、域外貢献により大都市から地方都市へ資金が還流するような仕組みをつくることができれば、いろいろと解決することもあるのではないかと。

こうした施策の組み合わせをめぐり、事例集のようななかたちで、既存の先進事例や新たな発想にもとづく組み合わせの考え方を示すことは、一步踏み込んだ記載として、読者の利便性を考えるとあってもいいのではと思う次第です。以上が1点目です。

もう一つは、私自身の専門に関連するのですが、景観にかかる記載のなかで、特に概要版を見ると、建造物、建築物という表現は繰り返し出てくるのですが、土地利用にかかる言及が、少なくとも概要版の中では認められない。

言わずもがなですが、神社仏閣や遺跡、古墳等のいわゆる構造物、建造物の保全だけをもってして、従来の「地」と「図」の議論で言えば、「図」だけをもってしての景観の保全が図れるかというとそれは難しく、「地」の部分に踏み込まねばならない。そうなると、土地利用をも視野に入るべきであり、それを意識した表現があつてしかるべきではないか

と思います。

特に、前回も申しましたが私自身の経験として、明日香村整備計画にあっては、「地」と「図」の逆転が起きているとも言える。明日香村を訪れる観光客の目的が、かつては遺跡や古墳を訪れるにあり、周囲の田園景観はそれらを引き立てる存在であったわけですが、最近は、とくにインバウンド観光客を中心に、田園景観こそが観光資源であり、遺跡や古墳は必ずしも当地を訪れる目的になってはいないと聞きます。すなわち、従来は「地」と言われていたところが、「図」としての価値を持ち始めている。そうなるとなおのこと、土地利用にも言及すべきではないかと思った次第です。

まずは以上2点を指摘させていただきます。どうもありがとうございます。

【○○委員長】 どうもありがとうございます。

それでは順番で、○○先生、お願いします。

【○○臨時委員】 まずは、我々の多くの意見を一つにまとめていただき、本当に事務局にはありがとうございました。最初に意見を1点述べて、あとは細かい点を4点お話ししたいと思います。

大きくまちづくりということを考えると、公民連携ということを私はよく考えますけれども、民活から始まって公民連携ということで、もう少し民活というよりは民間とともにという意味合いが強くなっています。そのバージョン2とも言うべき、もう少し民間の活動までもが公的な領域で、公式の位置づけになるということができないのかと。特に今般、エリアマネジメントのことが大きく、ここでも議題になりました。エリアマネジメントも、そういう活動が公的な位置づけという、非常に漠とした言い方になりますが、そういうことが必要だということがいよいよ差し迫っているなと思っております。なので、公民連携2.0とか、そういう進展をどんどん進めていっていただきたいと思っております。

ここからは細かいことで、すいません。資料1のとりまとめ文書の中で気になったところをお話しさせていただきます。

まずは8ページの景観のところですけれども、18行目、「景観法：すでに形成されている景観の保全」と。この「すでに形成されている」というのは要るかなと思いながら、ずっと考えておりました。次のページの真ん中辺に、24行目、「景観法に基づく規制誘導的手法による景観保全のみならず」というのがあるので、これを使って、規制誘導的手法による景観保全云々かんぬんみたいに言ったほうが、ずっとくるのではないかと思ったのが

1点目です。

2点目です。9ページの17行目、将来的な景観計画及び歴史まちづくり計画、この「将来的な」はどこにかかるのかなど。この「将来的な」がどこにかかるか分からぬし、要るかなというのがちょっと気がかりになりました。

飛んで13ページ目。私も、域外のことを入れていただいて本当によかったなと思っております。文言のことで申し訳ございませんが、8行目の、公共貢献内容の最適化にも留意すべきであると書いてありますが、公共貢献内容の最適化はもう留意されているか、ある意味当然かなとも思って、これは内容というよりは、公共貢献の全体最適化とか、そういったことなんでしょうかね。ちょっとこの辺りも注意して書いたほうが、誤解を生むといけないなと思った次第でございます。

最後です。14ページの2行目、まさにいろいろな制度が、公民連携で進めていこうということで進んでいるということを、最後にこのパブリックライフを育むエリアマネジメント活動というところで書いていただいている。ウォーカブルは説明にもあるように、既に民間の土地を含んでいるので、その次に続く、「その際には、公共施設のみならず」云々かんぬんがダブルにかかってしまって、ちょっと読みにくい文章になっているなと思いました。なので、ウォーカブルとかほこみちとか、いろいろとやっていくうえで連携強化を図るということは当然で、そのときには、公共施設のみならず民間のと、これも一つにうまく文章をしたほうがすっきりいくなと思いました。

まさに私が冒頭に申し上げたのはこの辺りのこととして、いろいろな制度をつくっていただいて、入りやすくなっているんです。入りやすくというか、公民連携と共にやろうという機運はできていますけれども、いよいよ制度から派生していく活動を、時間軸を持って、長く民間の公的な場所での活動を位置づける、公的に位置づけるということを、今後は考えていくのかと思っております。

以上です。

【○○委員長】 文章も緻密にチェックいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは○○先生、お願いします。

【○○臨時委員】 ありがとうございます。とりまとめありがとうございました。

今、○○先生の話とも連動しているので、そこから話をしますけれども、しつこいようで申し訳ないんですが、ページ13の19行目からの一体のところですが、官民の関係者が一体となってというところなんですけれども、これから具体的な政策に落としていくと

きに、ここで言う計画とは何かということが非常に気になっています。前に私が申し上げたのは、ビジョンとかフレームワークのシェアは非常に重要であるということで、そういった大まかな計画は大事なんですけれども、エリアマネジメントの団体の意味というのは、公的な性質を持ちつつも民間的な柔軟性を持ち、課題に対応できるというところにあると私は思っています。そのときに、創意工夫を持った民間からの働きかけ等があった場合に、計画が足かせになる、縛られることがあるってはならないと考えるわけです。そうすると、計画というのがどのレベル感なのかというのが、この場合、非常に気になってくる。なので、政策が具体化されていくときに、ぜひ柔軟性というものを意識しながらお考えいただければと思います。

この3行ばかりに固執して申し訳ないんですけども、もう一つ気になるところがありまして、活動内容や資金計画等を「見える化」することで民間投資を呼び込みというのがあるんですけども、民間投資に関して言うと、どちらかといえば、何かやるといったときに、それがどういうメリットがあるのかということを的確に表現する必要がある。しかし、全てのエリアマネジメント団体が、そのような知識や知見を持っているわけではないと思います。

ですので、お金の補助とかも大事なんですけれども、そこをどのように読み解き、表現するかというような、そういうノウハウや知識の提供というものが結構求められるところなんじゃないかなと思いますので、政策を具体化していくときには、そういった現場での実態と少しすり合わせて考えていただけると、さらにエリアマネジメント団体が公的な役割を持って働くのではないかなと思います。

もう1点だけ申し上げます。9ページあたりの話なんですけれども、前もオーセンティシティーの話を申し上げたんですが、歴史的なエリアとか、エリアのリノベーションといったときに、若い世代に聞いてみないと、ここの場所の価値が分からぬといいう部分もあったりすると思うんです。それを具体的に申し上げますと、ちょっと俗っぽい言葉で申し上げて申し訳ないんですけども、彼らがエモいと感じるようなものって結構あるわけですね。それって、彼らにとっては昭和の建物も歴史になるという状態のときに、例えば公的な歴史みたいなものだと、どちらかといえば、新しくても大正で、大体江戸を対象とするようなものが結構多くなってくる。

価値というのは何なのか、重要な景観とは何なのかというところを共有する主体が必要であるというのは、前回も申し上げたところでありますけれども、その価値を考える際に、

学術関係者もうまく使っていただいているとは思いますが、次の世代が歴史というのをどのように捉えるか、それを価値とどう捉えるかということは、結構彼らの活動の受皿としても重要なものだと考えますし、それが面的に集中しているとかというものではなく、地域に散らばっているということでも価値があって、そこを巡っていくこと自体もウォーカブルとも連動していくことだと思いますし、そういったことも少し意識していただくことが、これから的是アリノベーションという形で重要なのではないかなと思いました。

以上です。

【○○委員長】 どうもありがとうございます。

それでは○○先生、お願いします。

【○○臨時委員】 これまでの議論を丁寧にまとめてくださいまして、どうもありがとうございます。また、人口減少下の土地利用規制などについても、これまで発言いたしました内容を踏まえて検討いただき、感謝をしております。

基本的には、この中間とりまとめで示されている方向性というものについて賛同しております。その上で、資料1の表現、そして今後の検討につながる点を中心に、3点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず1点目です。この中間とりまとめでは、「令和の都市（まち）リノベーション」という表現が全体のテーマとして掲げられています。政策の方向性を社会に示す上で、キャッチフレーズを用いる点は非常に重要だと考えております。しかし、その一方で、「令和の都市」とは何を前提として、どのような課題認識なのかという点については、「はじめに」も含めて、全体としてやや明確さを欠いている印象を持っています。例えば、コンパクト・プラス・ネットワークを進化させる必要性や、人口減少下において都市をどのように強く、また豊かにしていくのかといった点を、「令和」という時代認識と結びつけて整理いただくことで、このキャッチフレーズが政策の軸として、より実質的な意味を持ってくるのではないかなと考えております。

2点目です。資料1の17ページに示されている「政策間、地域間での連携」についてです。近代都市計画においては、計画による政策間・地域間の調整、すなわち計画間調整が、本来的な機能の一つとされてきました。しかし、日本では、計画による調整が十分に機能してこなかったこと自体が、長く指摘されてきた構造的な課題であると認識しています。例えばフランスでは、上位計画・下位計画や、自治体間の計画の「整合」を法制度上で明確に位置づけて、その運用を広域自治体や国が確認・審査するような仕組みが法律に

示されています。こうした事例も参考しながら、既存の計画を形式的なものにとどめるのではなく、計画機能を実効性という観点から厳格化して、計画間の一貫性をいかに確保していくかという点について、今後も計画の機能をあきらめずに検討いただければと思います。

3点目です。現在、社会資本整備審議会の建築基準制度分科会では、「建築分野の中間的なビジョン」について、市街地の在り方や既存ストックの活用を中心とした議論が進められています。所管は住宅局ですが、その内容は、この中間とりまとめで示されている市街地の再編やリノベーションの方向性と密接に関わっています。17ページに示されている政策間連携の具体化という観点からも、都市局と住宅局の間での議論が、既存ストックの活用や将来の市街地をめぐって、より有機的に接続されていることを期待したいと思います。

今申し上げましたような内容というのは、この中間とりまとめを大きく変えるというものではなく、今後検討されていく、あるいは施策をさらに具体化される上で、参考にしていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

どうしましょう。オンラインの〇〇先生は、このタイミングで御発言されますか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【〇〇委員長】 お願いします。

【〇〇委員】 資料を読ませていただいて、今まで発言したこと等を織り込んでいただいてありがとうございます。書いていただいたことをあえて繰り返すことはせずに、今回読ませていただいて、なおちょっと足りないかなと思うようなところを3点ほど申し上げます。

一つは、都市再生特別措置法は御存じのように、当初は大都市の国際競争力を高めるというところから始まったものが、その後、地方部についてのいろいろな施策を盛り込んで、現在ではコンパクトシティーの根拠法という形にはなっています。そのような流れを受けたなんだと思うんですが、今回も若者の地方離れとか、地方部を中心とした人口減少とか、そういうフレーズが非常に多く見えるもんですから、何かこれ、令和の都市の問題が地方の問題みたいな印象をちょっと与えないかなという気がいたしました。何を言いたいかと申しますと、むしろ都市部でも知らないうちにいろいろな問題が起きているんじゃないかな

ということです。

例えば空き家に相当するような、マンションの空き室の問題に伴うマンション管理だとか、内水氾濫、再々開発の問題だとか、住宅地の下の地盤の崩壊の問題とか、全員同意要件がままならずに進まない事業とか、インフラ整備がこれからは全部は更新ができないという問題、公営住宅をはじめとした施設の集約の問題とかという形で、非常にたくさん、都市部についても難問山積で、むしろそちらはそちらで相当重要な問題があるような気がするのです。都市部に対しても関心が薄れないように、地方中心だとは思うんですけども、そういうところも言及いただくということが必要ではないかということを思いました。

2つ目は、今回いろいろなところで、今回の施策を具体化するための道具というか、手法について書かれているんですけども、例えば所有者不明に関する法制度とか、都市再生推進法人だとか、いろいろな基本方針、調整会議、協定協議会などです。これらは結局、法定されていても、この仕組みを実務で使えるというところが非常に大事なので、最近所有者不明に関する法制度がいろいろ増えてきましたけれども、それを全体としてどう使いこなすかという点を解題したマニュアルといいますか、自治体の担当者が参考にできるような形で、今申し上げた新手法を具体化するための道具に関心を持っていくというのが、次の段階の政策ではないかなという気がいたします。

3つ目ですけれども、広域連携を今回非常に明確に書いていただいて、協調が大事なんだということはそのとおりだと思います。それで、今回のペーパー全体として、新しい法改正をするよりは、今ある法制度が使われていないので、それを積極的に使うというか、運用面での柔軟化とか積極化という言い方をされている。それでは、例えば6ページの24行目から25行目のところで、都道府県の権限とか役割の明確化というときに、これは原稿の仕組みで足りるのか、それを超えて、新規立法を中長期的には考えて、そのような明文規定をきちんと置くということが大事なんじゃないかという気はいたします。

また、現在使える調整のための権限というのは、具体的にどんなものがあって、それがどう利用されていて、どう利用されていなくて、運用指針としてはどんなものがあるのかというところの整理を一度していただくということが大事なのかなという気がいたします。そういう点での問題も示唆していただけるとありがたいと思いました。

以上3点、感想でございます。

【○○委員長】 どうも御指摘ありがとうございます。

それでは、こちらの会場に戻りまして、前と同じ順番でよろしいですか。すいません。

○○さんからお願ひいたします。

【○○専門委員】 群馬県の○○です。本当に非常にいい方向でまとめていただきまして、ありがとうございます。

私からは、今、○○先生や○○先生からもお話があった計画間の調整とか権限について、同感だなと思いまして、立地適正化計画の都道府県の広域連携ということもうたわれているんですけども、今後も引き続き検討はしていくとまとめられておりますが、権限の検討に当たっては、県が動きやすいような制度化をお願いしたいなと思っております。

一例として、私はこの小委員会の最初のほうでちょっとお話ししたんすけれども、例えば居住誘導区域についても、都市計画法の用途地域のような地域地区制度にするとか、都市計画法との連結というのも大事かなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、効果的な土地利用コントロールに対する広域間での協調というところを後押ししていただけだと書いてありますので、また、今、冒頭の説明の中でも、都道府県というのは市町村のファシリテートをしていくということもありましたが、まさにそのとおりだなと思っていまして、この部分も群馬県では力を入れていこうかなと思っておりますので、引き続き御支援をお願いしたいなと思っております。

あと、広域的な立適ということも、以前の会議の中で話題になったんすけれども、群馬県の例でいくと、既に区域マスを広域化でつくっておりまして、広域立適と広域区域マスの機能が多分似ているのかなと考えています。この辺りも、先ほど○○先生からもあつたように、制度がどのように使われているかとか、それぞれの計画はどういう機能があつて、例えば重複しているのかとか、その辺の整理をしながら、どのように計画づくりを活用していったらいいかというのも、今後検討は必要かなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【○○委員長】 ありがとうございます。

それでは、神戸市の○○さん、お願ひします。

【○○専門委員】 神戸市の○○です。よろしくお願ひいたします。

まず、中間とりまとめは本当に丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。私からは2点ほど発言をさせていただきたいと思います。

まず、17ページの政策間、地域間での連携についてでございますけれども、政策間連

携というのを現場のレベルで新しい発想で進める、考えるということが、特に重要なだと考えてございます。実際に都市づくりをしておりまして、都市政策だけではなかなか進まない、そういう局面にいろいろ当たっているところでございます。

19行目から、省庁間・部局間での連携に取り組んで、24行目、25行目に、その際には現場レベルでの連携の方策にも留意ということを追加いただいたということで、大変ありがたいと思うんですけれども、もう一步踏み込んで、例えばこのパート全体が、現場レベルの都市づくりにおいて新しい発想での政策間連携を促すような方策を省庁間とか部局間横断的に連携して進めていただくというような、そういう形にならなければならないかなと感じてございます。

新しい発想での政策間連携と申し上げておりますけれども、これからの都市づくりでは、先ほど申し上げた都市政策が上位で引っ張っていく、その際に、新たな政策分野とも連携を図るということだけではなくて、様々な政策分野での事業者とか住民の活動というのがまずあって、そのための都市政策の在り方を考えるという、逆の発想も必要だなと感じてございます。

具体例で言いますと、例えばイノベーション創発のところですけれども、都市政策として環境整備をして、事業者によるイノベーションを促進するということだけではなくて、まず事業者の目線での経済政策として、その都市ならではのイノベーション施策を練り上げて、その上で、そのための環境整備などの都市政策の在り方を考える、そのような発想も必要じゃないかなと考えてございます。そして、このような発想での政策間連携による都市づくりを、それぞれの地方公共団体の現場レベルで進めやすいような方策、制度というのを、省庁間・部局間横断的に立案いただけないかと感じてございます。

それからもう1点、これは全体ですけれども、中間とりまとめのタイトルの「令和の都市(まち)リノベーション」という方向性は、本当にそのとおりだなと感じてございます。ただ、難しいのは、これまでの委員会でも御指摘あったと思いますけれども、どのようにして地域に民間投資を呼び込むのかというところだと感じてございます。都心とか主要な駅前など、事業性がある地域に呼び込むことというのは考えやすいんですけども、全国の大部分の住宅地、それから商店街といったところでは、規制緩和や補助金だけでは民間投資を呼び込めないという地域が大変多いと。むしろ、そちらのほうが多いんじゃないかなと思います。

そのためには、先ほどの話とも少し重複するんですけども、事業者、例えば住宅とか

商業、産業、交通、それから文化とか医療とかを含めまして、それぞれの政策分野の事業者のニーズというのをまずしっかりと把握して、それをまちづくりと結びつけるにはどうするかという発想の方策というのが必要ではないかなと考えてございます。やはり地域に民間投資を呼び込むということが、まちのリノベーションには不可欠でございますので、今後の制度化に当たりまして、そういう施策というのがしっかりと盛り込まれることを期待してございます。

以上でございます。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

順番でいくと、〇〇さん、お願ひします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。ありがとうございます。中間とりまとめを、多岐にわたりまして中身の濃いとりまとめをいただいたことに感謝申し上げます。

私からは、新たなコメントではないのですが、期待を込めまして、繰り返しになってしまふんですけれども、最後の「今後、さらなる検討が必要な事項」、この4ポツ目に、イノベーションを創発するまちづくりについても御記載いただいています。これまでの委員会でも、国際競争力を高める、イノベーションを通じて新たな価値を創出し続けることが欠かせないと。のために、人・物・金が集まるイノベーション・エコシステムを形成するリアルな集積こそが一番重要だと申し上げてきました。記載いただいているとおり、概念の具体化を進めていくべきなんですが、人口減少、少子高齢化の社会課題を抱える中でも成長型経済を実現するためには、待ったなしの課題だと思っています。ここはより大きな視点で、イノベーションの創設とまちづくりを一体で考えていくことが大事なのではないかと思っております。

先般、政府でも、重点17分野ですか、こういったものを定めて、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成して、世界をリードする技術・ビジネスを創出するんだと。そのために地域未来戦略本部というものが立ち上がったと承知しております。ただ、各地域でビジネスを起こしても、それだけですと持続的なまちの発展は難しくて、あらゆる業界で深刻化する現場の人材不足ですか、若者を中心に安定した人材確保を実現するためには、各地域で働く人、住もう人、こういった人たちの潤いある生活基盤というものをしっかりと整備していく必要があると思っています。そのためには、商業施設などの娯楽施設も、学ぶための施設も非常に含まれてくると思っています。

元からある自然ですか、文化ですか、地方にある各都市の優位性、こういったもの

を磨いてビジネスを創出するのはもちろん大切なんですが、一方で、若者を中心とした働き手が魅力的な地域と感じて、地域に定住・定着する、ここが重要だと思っています。ここはまちづくりの分野での貢献が不可欠かなと思っております。また、人材の育成面でも、若手の育成面でも、地方大学や地元の高専、企業、こういったところとの連携も非常に大事で、広い視点でまちづくりを捉えて、中長期で戦略的なまちづくりが必要になってくるのではと思っております。

ぜひこの時期を逃さず、地域未来戦略本部や、経産省や文科省、ターゲットとなる地方都市、こういったところと連携しながら、例えば大都市では知識部門の集積であったり人的ネットワークの構築を、地方都市においては研究・生産部門の集積に特化した地方産業創出のためのまちづくりを進めるなど、イノベーションを創発するまちづくりを進めるために、人や企業を集めていくために、どういった制度設計、支援措置が必要か、幾つか具体案件を展開しながら、引き続き可能な打ち手を早急に構築していただければと思っております。よろしくお願ひします。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

〇〇委員さん、お願ひします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。日本商工会議所の〇〇でございます。

今回のとりまとめ案では、タイトルに「地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる」と銘打っていただきました。これは私たちがかねてから主張してきた方向性とぴったり同じでございまして、心強いコンセプトを打ち出していただきましたことに、誠に感謝申し上げます。さらなる期待を申し上げます。

なぜこのコンセプトが重要なのかというところをお話ししたいと思います。地方都市の旧市街地では、これまで身の丈に合ったエリアの中で、住居と商業が非常にバランスよく成り立ってきたわけでございますけれども、1990年ぐらいから郊外に大型店が進出し始め、公共施設などのまちなかにあった様々な施設や住居も郊外に移り、結果的に市街地が非常に拡散してしまいました。私たちの岩村田という佐久市の商店街エリアにおいても、以前は500世帯ぐらいが集まっており、1世帯あたりの人口も5.3人だったんです。それが今では、1世帯1.3人になっているんですね。これほど人が減ったエリアの中で商業が成り立つのかというと、非常に厳しいものがありますし、大型店の郊外出店も相俟つてまちなかでの商売が成り立たないので、後継者も地元に戻ってこなくなりました。今いる事業主も高齢化が進んでおり、若者・女性が自分たちのまちを見たときに、これから可

能性がない、わくわくしない、そんなまちが地方都市には多く存在しているわけでございます。こうした中で、このタイトルにあるとおり、政策のかじを大きく切ったなということを感じております。私ども民間やそれぞれの自治体にもしっかりとこの方向性を示すことが非常に大切なではないかなと考えております。

まちづくりって何と。そんな面倒くさいことをやらなければいけないのかという自治体も多い中で、なぜ民間を使ってまちなかに踏み込んだ投資が必要なのかということも、明確に、具体的に、しっかりと書き込んでいただきたいなと思っております。

また、各論についても、商工会議所の意見を多く反映していただきました。民間としても、地域の稼ぐ力を高めるべく、その役割を果たしていきたいと考えておりますが、民間主導の取組を促していく上で、特に補強していただきたい視点について申し上げたいと思います。

まず、I、はじめにの3ページでございます。19行目から、地域の稼ぐ力にスポットを当てて、地域の様々なプレーヤーとの連携の下、まちの魅力を高めていくという視点を記載していただきました。エリアの価値が高まり、新たな投資や消費、人流を地域に呼び込むことができれば、自治体のインセンティブ、動機づけ、モチベーションを上げる意味でも、固定資産税、消費税、法人税、住民税といった幅広いリターンがあるんだという価値観の共有をしていただきたいなと思っております。これによって持続可能な地域経営にも貢献できるのではないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、民間につきましても、やはりリターンがないところには投資しません。また、投資が生まれてこないところには若者も帰ってきません。住んでいてよかつた、移り住みたい、住み続けていきたいというまちになるためには、しっかりとその理由づくりをしていかなければいけないと考えております。各地における公民の協調、連携を促すための目線をしっかりと合わせて、共通の認識・価値観の醸成に向けて、ぜひともこうした視点に触れていただきたく、よろしくお願ひします。

また、23行目にある本提言の目的に関して、安全・快適なまちづくりに加えて、我々はローカルファーストという言い方をしておりますが、地域に誇り、地域に愛着を持つ、自分たちで稼ぐまちづくりという視点も不可欠ではないかなと思います。

私は昨年、アメリカのオハイオ州に行ってまいりまして、アメリカの各地域で取組まれているメインストリートプログラムを視察してまいりました。まさしくアメリカも、郊外

型大型ショッピングモールによってダウンタウンが大打撃を受けているのを目の当たりにしました。今、アメリカのダウンタウンがどうなっているかというと、約8,000から1万のテナントが撤退・廃業をしております。私がみた商業施設でも、エスカレーターのところから木が生えてしまっており、1階はもう物流センターに置き換わり、細々とやっているショッピングモールが残っているだけでした。日本でもこういうことが如実に起きているのではないかという危機感がありますし、実際に起きている地域があることも事実でございます。

アメリカのメインストリートでは今、民間投資をして、地域住民、大学生、また商業の方たちがまちなかに入り込み、どんどんこのメインストリートプログラムによって活性化しています。もう一度まちをよみがえらせるという取組みを見てきましたので、この仕組みは、日本でも取り入れる価値があるのではないかなど。こうした考え方がまちを生かすエネルギーになっていくのではないかと痛感しました。まさしくローカルファーストなまちづくりではないかと思ったところです。

この視点は、5ページからの各論にも関連していますが、例えば地域資源を生かしたりノベーションやエリアマネジメントを通じた公共貢献は、ローカルファーストなまちづくりに向けて重要な仕組みであると思っております。一方で、人口減少が進む地方都市において、公共性を担う民間プロジェクトは収益確保が難しく、また、民間のみで投資する際のコスト・リスクを負うことにも限界があります。自治体にとっても、人口が減りますと、当然税収が減りますが、高齢社会も相俟って、それを支える民生費がさらに増大してくるんですね。そうなってきますと、歳出・歳入のバランスが崩れて、とてもまちづくりに投資をするなんて考えられないということになってしまい、民間・行政が両すくみになってしまうのではないかなと思っております。

このため、公民による協調、役割分担のもとで、大都市への人口流出を低減し、民間による自立的・連鎖的なまちづくりを促す仕組みづくりが必要です。民間の予見可能性を高める観点から、公民連携の場となる都市再生協議会をしっかりと充実させて、また、都市再生推進法人がリノベーションに取り組む際には、損益分岐点を下げるような初期投資への支援などの検討もぜひお願いしたいと思います。

最後に地元のことをお話しさせていただきますけれども、佐久商工会議所ではこのたび、観光まちづくり特別委員会を新設いたしました。私どもの岩村田は中山道の宿場町で、一大観光地である軽井沢からも20分、30分と近いんですね。軽井沢は年間800万人以

上の観光客が来ておりまして、その1%でも私たちのまちに魅力を感じていただいて、お金を落としていただく、平日でも落としていただく。一過性の観光ではなくて、年間を通しての観光誘客をしていきたいと思っております。地元にはポテンシャルがあると言ひながらも、そのポテンシャルは磨き込まれないまま、ほこりだらけになっておりまして、徹底したリサーチによる戦略を検討し、G P Sデータや人流分析にも取り組みながら、観光DMOを立ち上げていこうかなと考えております。

こうした観光誘客も、その上位概念としてまちづくりがあって、まちの歴史・文化をしっかりと磨き込む、エリアの価値を高めるということが、個性あるまちづくりにつながってくるのではないかなど考えております。佐久は古くから食品の保存技術や知恵の蓄積があり、発酵食品関連の事業者も多いことから、新宿場町という形で発酵のまちとしてブランディングしていこうかということも検討しております。

以上のことから、大きくかじを切ったまちづくり施策がこれから的地方都市のまちなみ再生には必要だと考えており、大変期待しております。この資料を見て、この施策を見て、自治体の皆様と民間の皆様が、これだったらやってやるぞ、こういう可能性があるぞと前向きに挑戦できるようなものに、ぜひともしていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、すいません。お待たせしました。〇〇委員さん、お願いします。

【〇〇専門委員】 様々な意見をまとめていただいて、長岡市としても、これまででも都市機能のまちなみ回帰を進めながら、現在イノベーション創発するようなまちなみを目指して進めてきている中で、今後の方向性を示していただける内容をつくっていただいたものと考えているところでございます。

ちょっと視点がずれているところもあるかもしれませんけれども、13ページにある域外貢献というところについては、地方都市では中心市街地に投資をするというのはなかなか目立つもので、非常に批判の対象となるようなところが多いという中で、今進めている中心市街地活性化基本計画でも、中心市街地の集積度、いわゆる中心性の向上というのは、地域全体に資するということを強く説明しながら進めてきているところでございます。そういう中で、今回、投資の呼び込みということもしっかり書いていただいているということは、まさに中心市街地を整備することで、そこに民間投資が入ってくれば、地域全体

の経済活動の向上につながるということで、我々も進めていく上で指針になるものと考えているところでございます。

それからもう1点、都道府県さんと市町村の関係ということですけれども、基礎的自治体である市町村と、広域自治体である都道府県さんの関係という中で、都市の個性と全体最適のバランスという中で、市町村側からすると単なる依存で、都道府県側からすると監督という、お互い一方通行の関係にならないよう、しっかり対話をしながらまちづくりを進めていけるような体制を構築する努力が、自治体側にもお互い求められるものと考えており、そういう視点で取り組んで行く必要があると考えたところでございます。

ちょっと感想的なところで申し訳ないですが、以上でございます。

【○○委員長】 どうもありがとうございます。

私からも2点コメントさせていただきます。一つは、○○先生の御質問に答えないといけないのは僕なんですねということで、19ページのコンパクト・プラス・ネットワークのところで、交通結節点や拠点整備って、これは実は僕が加筆してくださいとお願いした場所なので、やはり説明不足だったかなというか、文章量がこれぐらい、ほかと項目がそろっているので、すごく省略してしまったというのが正直なところなんです。

具体的には、駐車場の話なんですけれども、小さな拠点整備みたいなことも、今の都市機能誘導区域以外のところでも考えていかないといけないところが多分出てくるだろうとなったり、幹線道路沿道型のような、車から人が降りて、すぐまた車に戻っちゃうような個別の駐車場ではなくて、まとまった駐車場で降りてもらって、そこで周辺のところを一日歩いて、まちなかを散策してもらえるような、そういうイメージの小さな拠点で、駐車場と自動車のセットでの自動車型拠点のことです。そこは交通事業者とはあまり関係ないお話なんですけれども、もう一方の交通結節点のほうは交通事業者と関係するようなお話で、マイクロモビリティーとか、レンタル自転車とか、それからバスとかの、もうちょっと融合した新時代型の交通結節点もあるのかなと思っていて、両者の話がちょっとごっちゃに、説明なしに入れ込んでいたので、説明不足でしたということです。2つの項目に分けるほどの意味があるかどうかということも含めて、ここは事務局と相談させていただければと思っています。

あともう1点というか、全体を通してなんですけれども、まず最初にお札を申すべき話でしたが、短い時間でよくこれだけフィードバックを繰り返してまとめてくださって、どうもありがとうございますというのが、私の司会進行する立場からのお札でございます。

なかなか難しい問題とか、都市局だけでは解けない問題とかもかなりいっぱいあって、そういう中で、可能な限り整理いただいたということがよく伝わる内容かなと思っています。

そういう中で、私自身は、この委員会の名前が基本問題小委員会なので、基本問題とはそもそも何なんだろうかなというのを結構自問するようになりました。そういう中で、今日のお話で思ったのは、17ページの省庁間・部局間横断的連携強化などのところで、○○先生、○○先生が指摘されていた、基本的に問題に対処しようと思うと、法制度がセットでないと駄目ですよねとかという、仕組みにおいて何か抜けていることはないだろうかということが、基本問題としての一つの大変な話を感じました。

その流れでいくと、17ページから18ページにかけて、これも何回か出てきたところですけれども、コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームをつくっていただいているということはあるんですが、これは今回反映してくださいというわけでは全くないですけれども、ベースの仕組み自体が、部局間の構成自体が、右肩上がりの物を作る時代のままの部局間構成になっていて、そのままの状態で支援チームをつくって、財源がばらばらのままだと、なかなかうまく機能しないんだろうなと感じているところです。広域的なプランもきちんと機能させる上では、財源をまとめて、権限もまとめたほうがいいということは海外の成功事例であるので、これはちょっと突飛なコメントかも分かりませんけれども、ほかの国交省の中の部局とか、ほかの省庁とかの予算も全部頂いて、都市局で全部、集約型都市構造をするためのマネジメントをやるようにできれば、確実に問題は解決すると感じています。また、民間の力が入るところ、やってもいいところというのは限られているので、そうでない、助けないといけないところが全体の足を引っ張っているところがあるんですよね。そういうところは公共が手を入れないといけないんだけれども、それだけの余裕も、マネジメントできるパワーも、実際結構苦しいということはよく分かるので、それは本当はほかの省庁とか部局とかのパワーを全部いただいて結集すれば、できる話なんだと思っています。僕はそれは基本問題だと思っていて、ここに書き込めればいいのですが、その方向を目指して、5年後か10年後の概算要求でぜひ出していただければと思っているところです。

すいません。ちょっと突飛なことを申して申し訳ないんですが、ということで、まだ時間はございますので、1巡目で言い残したことがあるとか、ほかの委員の方のお話を聞いて、こちらも強調しておいたほうがいいとか、そういう御意見、さらに御質問等あれば、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○○先生、お願いします。

【○○委員】 ちょっと言い忘れたんですけれども、13ページ目の10行目からの域外貢献のところです。域外貢献を認めていくというのはすごくいいことだと思うんですけども、一方で、これを無条件にリリースしてしまうと、最近、地方とかでも、駅前とか商店街のごちゃごちゃとした土地をまとめて、タワマン主体の再開発を仕掛けられて、そして補助金を下さいという状況に陥っている市町村が結構出てきているんですけども、そういったときに、狭い開発区域面積の場合に、本来公共貢献として公共的空地など、いろいろなものを整備される必要があるんだけれども、それを域外に整備しますよということで、目いっぱい建蔽を使って建てて、容積率は割増しされてどーんといふパターンなど、悪用されるパターンもなきにしもあらずかなと思っております。これは受け手側の、協議する市町村側の力量というかスキルにもよるんですけども、本当に必要な域外貢献、質の高い域外貢献というのはもちろん認めていくというのはあると思うんですが、何かストッパーになるような文言を入れたほうがいいんじゃないかなと今思いました。

なので、例えばですけれども、開発区域内やその周辺にとって求められる、あるいは必要な公共貢献とのバランスを考慮しながらみたいな文言を入れることも考えられます。本来、容積率のボーナスをもらうというのは、容積率制度の根幹に関わる話なんですけれども、そのエリアのインフラの負荷とのバランスで、広場をつくったりするわけです。容積率が本来よりも割増しできるよという論理がベースにあるので、域外となる瞬間に、容積率制度とのバランスというところが絶対出てくるんですよね。

そのときに、容積率ボーナスをもらうのであれば、開発区域内あるいはその周辺にとつての環境的な負荷とか、そういったものはきちんと担保しながら、最低限担保しながら、でも域外も貢献していくという形を持っていかないと、これだけリリースしちゃうと、多分すごく狭い区域のところで再開発を仕掛けて、ぎりぎりいっぱい建てて、ちょっと離れた自分たちが持っている土地でちょっと広場をやりますとか、それを域外貢献ですみたいな形の悪用というのが、出ないとは思いますが、万が一出たときに、わーっと広がってしまうよくないので、容積率制度の根幹にも関わる話なので、そういうストッパー的な文言は入れたほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【○○委員長】 大変重要な御指摘、どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。○○先生、お願いします。

【○○委員】 ありがとうございます。先の私ほどの発言に補足させていただきますと、政策間連携について今回まとめいただきいて、それは大変大事だと思うがゆえに、17頁で語られているような政策間連携について、もう少し具体的な例示があったほうがよいのではないかと思った次第です。

幅広く抽象的に言えば17頁に記されているとおりですし、ここに記された内容が、読者にうまく理解していただけるのであれば結構なのですが、もう一步読者あるいは現場に歩み寄るところもあっていいのではないかと思った次第で、先ほどは例として、域外貢献と歴史・景観まちづくりの連携について申しました。

それから、もう一つ、再開発の公共貢献に関して、目下、幾つかの研究会でそのあり方について議論をしているところなのですが、再開発がもたらすべき公共貢献の内容とその受皿について、敷地外をも視野に入れつつ、従来よりも幅広く考えようというのが、つまりは域外貢献であると思います。域内で完結してよいのであれば、あえて域外に飛ばす必要はないわけですが、公共貢献の中身によっては、無理に域内で収めようとすると屋上屋になってしまうケースも見られるので、そうした場合には、域外をも視野に入れつつ公共貢献を考えるべきではないかと。そういう趣旨の表現をどこかに入れていただけるといいのではないかと思った次第です。

【○○委員長】 ありがとうございます。○○先生のコメントに関連して、こういう中間とりまとめとかを出される場合は、参考資料としてグッドエグザンプルガイドみたいなのをつける場合もあるんですけれども、そういうことはお考えかどうかということを確認させていただければということですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○○先生。

【○○臨時委員】 改めて、このタイトルに「地域に民間投資を呼び込み」とあり、投資についていろいろなお話がありました。また委員会の名称に基本問題の言葉が入っているという委員長先生の話もありました。経済的な観点を都市の経営には、都市運営には入れていく必要があり、もう少しその地域圏の経済状況みたいなことも、健康診断はまた別のものかもしれませんけれども、入れていかないとと思います。この委員会は多分、2回前ぐらいには都市経営ということで議論されたことが10年ぐらい前にあったかと思います。都市経営という考え方は、これからは避けては通れない中で、都市政策と経済政策みたいなことをどのように連動させていくのかなというのは、すぐにはできないことです

けれども、考えていくべきことではないかと思っております。

以上です。

【〇〇委員長】 ありがとうございます。

〇〇先生。

【〇〇臨時委員】 何か資料2に違和感があるなとずっと思っていたんですけども、〇〇先生のお話を聞いて改めて思ったんですが、1ページ目が地方から若者が出ていくというものが背景として大きく書かれていて、2ページ目につながっているという、なぜ1ページ目がこういう話になるのかなというのはちょっとと思ったんですね。この資料を見るたびに、自分もそうなので、いつも自分が責められているような気持ちになるんですけども、2ページ目の話、資料1もそうなんですが、地方都市に適用されるべきものと、大都市にしか通じないようなレベルのものと結構交じっている中で、なぜ1ページ目がこのようなものを強調するという形になったのかなというのが、少し疑問に思ったなというところです。

大都市部が主に適用されるだろうというのは、特にエリマネの話だと思うんですけども、まちづくりをやっている中で、例えば能登なんかでも、過疎のエリマネって大事だよねという話はしていたんですね。でも、過疎のエリマネといったときに、誰がそれの担い手になるのかということの難しさと、さっきから経済とか民間投資という話が結構出てくるんですけども、民間といつても、皆さんが想定するような大型ディベロッパーの方が来てくださるという形ではないときに、民間のレベル感も一言で言える話じゃないなというのは思ったんです。

あと、都市の経済といったときに、これもジェイコブズの話ですけども、短期的な資金の流入というのは、一瞬においては非常に好ましいものに見えるかもしれません、急激にまちを変えてしまうことによって、長期的な経済というものを考えたときに、むしろ悪影響を及ぼすこともある。なので、価値というのはどこにあるのかというのは、しつこいようですが、シェアしておく必要というのも必ずあると思っています。

なので、短期的な民間投資の流入、経済の活性化というだけを視点に置いておくと、長期的な価値の毀損、そして長期的な地域経済への悪影響というものもあるということは、本当は意識しなきやいけなくて、それは本当に行政の役割なんだろうなと思いますけども、そういった視点もあるんだということだけ申し添えたいです。別にこの中で何かどうのというものではないですけども、価値の共有というところを非常に重要視すべきな

んじゃないかなと思います。

1点だけ付け加えると、そうすると、今はチャンスだと思うんですけれども、むしろ新築がなかなか難しい中で、リノベーションを選ばざるを得ないという人たちが出てきているというのは、むしろここからのまちづくりとしていいことなのではないかと。その中で、多分、既存不適格のものであるとか、防災上いろいろ課題があるようなものも出てくると思いますけれども、そういうのがリノベーションしやすいという形をさらに推進していくことで、メッセージとしては、特に地方都市においてなのかもしれませんけれども、新築至上主義ということをむしろ考え直すチャンスとして、この機会を捉えるべきではないかなと思った次第です。

すいません。雑駁ですけれども、以上です。

【〇〇委員長】 いや、なかなか納得できるお話をありがとうございました。

〇〇先生、何か言いたい？ すいません。

【〇〇臨時委員】 とてもよくまとめられているのでさほどの意見以外にはないのですが、みなさんのご意見をお伺いして1点もうしあげます。「域外貢献」に関してです。可能性のある制度として期待をしているところですが、その一方で、〇〇委員がおっしゃられたような問題もあります。

この制度というのは、これまでの公共が変化をしていて、都市計画における新たな公共を受容していくことがもとめられており、それに応えるための制度であると考えています。

ただ、その公共性というものを設定していくのが非常に難しく危険性も孕んでいます。例えば、公共を確定していくことにおいては、手続という意味での地域の合意なども必要ですし、さらに、受益者や責任主体が不明瞭となる可能性もあります。今後、具体化していく上では非常に難しい議論をしていかなきゃいけないと思いますけれども、ぜひ、今の日本に求められる公共性、地域に求められる公共性を、それぞれの主体が責任をもって見いだしていくような制度設計をお願いできればと思います。

以上です。

【〇〇委員長】 大変重要な御指摘を先生方からいただけたかと思いますが、ほかにござりますでしょうか。

〇〇先生、特によろしいですか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。いろいろお話を聞かせていただいて、勉強になります。都市計画の分野でいろいろな政策連携が大事だということで、この都市局といい

ますか、国土交通省の所管をベースにして、いろいろなものにウイングを広げていってという形で施策形成を図って、それを平行移動して市町村とかのほうに投げかけると、市町村のほうはそういう所管でできているのではなくて、全体的な総合計画があって、そこに財政があって、その中のいろいろな分野をどのようにやっていこうかという形で考えている仕組みなので、そこの視点が国と地方のところでどうしてもずれる分野があるように思います。そうだとしますと、地方が総合的にやろうとしているような施策があったときに、それを都市という観点からどう支援するかという形でのアプローチで国からも施策を出していくということを、国のはうとしてもやらないと、国と地方との間がミスマッチというか、なかなか政策実施の整合が取れないような、そういう問題があるような気がいたしました。

それと、都道府県の広域連携の話ですけれども、これは昔ながらの監督関係とか、命令関係とか、許認可という枠組みで考えていくと、非常に堅苦しくなるので、むしろ、一堂に関係者の皆さんと一緒に集まって、自分のところの空間の管理を一緒に考えるような会議体をきちんと充実させていくみたいなところから始めていって、オープンなところで地域の課題をみんなで話していくと、ある程度、個別自治体のわがままもそこで抑止できるような、そんな仕組みを考えていくことが重要かと思いました。広域連携というところとか、広域調整というところの調整も、いろいろなパターンがあるのではないかというところを模索しながら制度形成を図っていくことが重要かなということを、今日はお話を聞いていて思いました。

以上です。

【○○委員長】 どうもありがとうございます。

非常に多岐にわたる御意見をいただきて、いずれも非常に重要なわけですけれども、全部またやろうと思うと、もう一回最初からやらないといけない感じだったりもしますが、取りあえず事務局から、御質問等も出ていましたので、レスポンスをいただけたとありがたいです。

【齋藤都市計画課長】 様々な御意見をありがとうございました。我々が都市政策を考える上で考慮しなければいけない、抽象的な大きな議論から、この制度のとりまとめの中で処理していくべきもの、あるいは、制度を実際につくっていく中で対応していくべきもの、我々がいただいた御意見を階層で分けて、ちゃんと対応していきたいと思いますというのが、まず全体のお話でございます。

あと、御質問とかを幾つかいただきまして、具体例をどのようにするのかというのが全体に関わることかと思います。既に先行的な事例があるようなもので、今回御提案したようなものについては、前回以前までの御議論の中で例として、例えば業務施設だったら長岡であるとか、前橋であるとかというものはお示ししています。あと、域外貢献みたいなものは、例えば地方とかでどういうものができるのかというのは、まだ事例が蓄積されているわけではありませんので、そういう面は実際に制度を始めるときに、手引であるとか、こういったことが考えられるというものをお示しするというところであろうかと思います。

それが先行事例として、既にあるような業務施設みたいなものについても、同じように手引、運用指針であるとか、事例集というようなものを出して、その制度制度をとりまとめるときに、どういうことが想定されて、我々の狙いは何なのかありますとか、具体的な事例として事例がある場合は、こういう事例があるというものをお示しするという形がよいのかなど御議論を聞いて思ったところでございまして、今の段階でそれらを網羅するようなものというのは、取りあえず今、つくるということは難しいかなと思います。それは制度の設計の段階で考えて、どういうことが考えられるかというのはお示ししたいと思いました。

次に、御質問をいただいていた中で、○○先生から6ページのところで、立適の都道府県の役割は計画だけなのかというところです。直接的に関わるのは、計画の部分が都道府県の関与というところはありますけれども、その計画に基づいて実際に事業を行うというときも、その都道府県が作成した、例えば広域的な方針に基づいて事業を行うなどによって、都道府県が関与した形で実効性を持たせた広域の計画、広域の方針というものがちゃんとできるように、それが実行されるようにということで考えていきたいと思います。

また、個別の加筆については、きちんと対応させていただきたいと思います。土地利用のところが見てこないとか、そういったところを御指摘いただいたので、修正、加筆を考えていきたいと思います。加えて、○○先生から、令和というものと、今回の都市再生で今考えていることの接続というところ、ちょっと言葉が足りないところもあったかと思いますので、はじめにのところでもう一つ、少し加筆したいと思いました。

あとは、今回の議論が地方都市にかなりフォーカスをされているという点について御指摘をいただいています。我々として、大都市の問題がないと思っておらず、大都市ならではのマンション価格の高騰などをはじめとするいろいろな問題があります。そういうもののへの対処というものを今の制度の中でやっていくというのもありますけれども、今回御

議論をいただいた御議論の中心が地方都市の問題だと認識していますので、大都市の部分についても少し言及はさせていただきますけれども、あまり焦点がずれないような形で記載をするということにさせていただければと思います。

また、実際に制度をつくるというときに、どこまで運用でやるのか、制度改革でやるのかというところについては、これでとりまとめをいただいた上で、制度改革できるものはやっていきたいと思いますし、そのときには、御指摘もいただいたような、広域立適と広域区域マスみたいな形での既存制度との兼ね合いというところはきちんと整理をして、分かるような形で自治体の方々に運用ができるような形にさせていただきたいと思っております。

最後に、域外貢献のところで、○○先生、○○先生からお話しいただきました。容積率の本来の考え方というものは、逸脱は当然ながらできず、その地域、その開発区域がちゃんと受益するという範囲における域外貢献だと考えていますので、そういうストッパーといいますか、使い方ということについては、きちんと解説をしながら対応していきたいと思います。

【須藤まちづくり推進課長】 すいません。私は2点ほど。

1点目はエリマネの関係でございますけれども、前回も○○先生から御指摘いただいている点だと思います。○○先生から、価値を共有するというのも大事だというお話であったり、○○委員からも、官民協調での目線合わせの重要性といったお話もいただいたというのも踏まえまして、エリマネ計画をつくるという中では、官民協調してやっていくに当たっての、ある意味、目線合わせを、しっかりと早い段階から内容を共有し合って、いい方向に、まちづくりの方向を進めていくための一助になるような形ということで、計画制度を考えていきたいということが今回の制度創設の主眼だと思っております。

その一方で、○○先生から御指摘いただいているように、それによって硬直化してしまう、実際に柔軟なまちづくりが取り組みづらくなるといったことがないように、具体的な制度設計に当たりましては、柔軟性が保てる形であったり、また、内容をしっかりと示していけるようなガイドラインであったり、そういうものをしっかりと準備していきたいと考えてございます。

あと、○○委員から、「イノベーションとまちづくり」は重要な論点であるので、しっかりとスピード感を持って取り組むべきではないかという御意見をいただいたと思います。今回少し先行しまして、都市再生促進税制においては、昨今、緊急整備地域の地方都市で

の指定も広がっているところでございますが、そうした税制の中で、一定の場合、イノベーション施設の整備に関しましても税制の拡充を検討しているところでございますので、こうしたことも踏まえながら、イノベーション、まちづくりといったところもしっかりと重要な論点として、関係課とともに取り組んでいくべきと改めて思った次第でございます。

私のほうは以上でございます。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうかね。どうぞ。

【〇〇委員】 先行事例の件ですが、確かに域外貢献をキーワードとしたのでは、失敗した事例はあっても成功した先行事例を見い出すのは難しいかもしれません。しかし、飛ばしという観点で考えるならば、例えば工場立地法における緑地確保については、一定程度は飛ばしでの確保も認められています。また、最近は海外事例ですが、生物多様性をめぐるネットゲインの議論のなかでも、一定程度の飛ばしを認めています。どこまでの議論を入れるかですが、お考えいただいてもよいのではないかと思った次第です。

【齋藤都市計画課長】 承知しました。域外貢献を狭く捉えずに広く捉えて、いろいろな事例を収集して、きちんと自治体が運用できるような形で我々としてもやっていきたいと思います。ありがとうございます。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。いろいろと御指摘もいただきまして、また、それに対応する御回答もいただけたかなと思います。

本小委員会といたしましては、この中間とりまとめ案は、これでは駄目だというネガティブな意見はなかったと理解しておりますので、おおむねということで今回、了承いただければと思いますけれども、それで差し支えないでしょうかということです。どうもありがとうございます。

今回も委員の皆様からいろいろな御意見をいただきましたので、中間とりまとめの確定、それから公表に向けた段取りを進めたいと思いますが、文言修正等につきましては、必要なところは各先生にフィードバックさせていただくこともあるかも分かりませんけれども、形の上では委員長一任ということで、私のほうで事務局と調整しながら対応するということにさせていただければと思いますが、差し支えございませんでしょうか。どうもありがとうございます。

本日までの御議論を受けて、今後、国土交通省で制度化等を含めた検討に入られるということなので、今後については、またかかるべきタイミングで本小委員会を開催し、報告

をいただく形で進めたく考えております。ということで、委員の皆様におかれましては、引き続き御協力をお願いすることになりますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の議事を終了させていただきます。進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

【丹下企画専門官】 ○○委員長、委員の皆様、本当にありがとうございました。

本日の会議の議事録につきましては、後日、各委員等の皆様に送付をさせていただき、御了解をいただいた上で公開をさせていただく予定でございます。

【出口審議官】 すいません。最後に一言だけよろしいですかね。審議官をしております出口でございます。

長時間にわたりまして本当にありがとうございました。この基本問題小委員会もそうですが、その前の懇談会も含めて、本当に長期間、様々な方から御意見いただきまして、ありがとうございました。ということを本当は局長がお話ししたかったんですが、まだ戻ってこられませんので代わりにということで、申し訳ございません。

それで、一言だけお話しさせていただきますと、まずは感謝ではございますが、先ほど委員長もおまとめいただきましたとおり、これから制度改正について検討しますというタイミングになってまいります。そのときには、各委員にいただいたものをできるだけ盛り込みたいと思っていますが、既に今のとりまとめの中にも、将来に向けた課題ということでも書かせていただきました。なかなか今回、取り切れないところもあるうかなと思っていますが、その部分を含めて、ぜひ引き続き検討していきたいと思っております。

法改正も含めてですが、運用のところも非常に大事かなと思っています。先ほどもお話が出ておりましたけれども、制度的な部分プラス、運用でうまく、自治体さんを含めて使っていただけるような形にして、最後、令和の都市（まち）リノベーションと一応我々は呼んでおりますが、本当にそれにふさわしいまちがこれからできていくんだということを、ぜひ実感いただけるようなものにしていきたいなと思っていますので、引き続き御指導いただければと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

【丹下企画専門官】 では、以上をもちまして、第31回都市計画基本問題小委員会を終了させていただきます。本年2月から長きにわたりまして、丁寧に御議論をいたしました。また、本日も非常に多岐にわたる御議論をいたしましたことにつきまして、事務局からお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

—— 了 ——